資料　6

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業概要

保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であって満 3 歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

（単位：利用定員数（人））

		第３期				
		R７	R８	R９	R10	R11
ニーズ量		－	43	42	42	42
	２歳	－	7	7	7	7
	１歳	－	14	13	13	13
	０歳児	－	22	22	22	22
提供量		－	30	30	30	30
提供量－ニーズ量		－	-13	-12	-12	-12

今後の方向性

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、令和 8 年度（2026年度）から、子ども・子育て支援法の規定により、「子どものための教育・保育給付」とは別に、「乳児等のための支援給付」として位置づけられます。

これに伴い、保育所等、地域子育て支援センターにおいて受入れ枠の整備を行います。

不足するニーズ量については、利用上限時間に係る経過措置の適用や広域利用により対応してまいります。

（京田辺市こども計画より）